

大阪市告示第1166号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月28日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年9月11日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
平野区第8911号線	平野区加美東4丁目3番先	ドラム缶（3点）
平野区第8911号線	平野区加美東4丁目3番先	石（3点）
加美第61号線	平野区加美東4丁目3番先	コンクリートブロック（2点）
加美第5号線	平野区加美北4丁目12番先	掲示板（2点）
加美第5号線	平野区加美北7丁目4番先	コンクリートブロック（1点）
東住吉区第1656号線	平野区背戸口1丁目2番先	植木鉢（10点）
東住吉区第1656号線	平野区背戸口1丁目2番先	レンガ（27点）
東住吉区第1656号線	平野区背戸口1丁目2番先	コンクリートブロック（5点）

（建設局総務部管理課）